

## 江見線バス運行事業委託仕様書

本仕様書は、佐賀市から神埼市及びみやき町を経由して久留米市までを結ぶバス路線（以下「江見線バス」という。）の運行事業委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたって、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 本業務は、江見線バスの運行を通じて、地域住民の交通利便性の向上と公共交通の持続可能な発展を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 本仕様書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「委託者」：本業務を発注する神埼市をいう。
- (2) 「受託者」：本業務を受託し、運行を実施する事業者をいう。

### 第2章 業務内容

#### （業務名、業務期間及び業務範囲等）

第3条 本業務の業務名、業務期間及び業務範囲等は、次のとおりとする。

業務名 江見線バス運行事業委託

業務期間 契約締結の日～令和14年3月31日

運行期間 令和8年10月1日～令和13年9月30日

総実車運行距離 515,079.4km（回送距離を除く）

#### 業務範囲

- (1)江見線バスの運行に関する一切の業務
- (2)運行車両の管理・整備
- (3)運転士の採用・育成・管理
- (4)運行スケジュールの作成及び調整
- (5)乗客対応
- (6)運賃の徴収及び管理
- (7)定期券の販売及び管理
- (8)利用促進活動（広報・イベント等）の企画・実施

- (9)国・県への補助金・交付金申請等手続き
- (10)運行状況の記録・報告
- (11)事故・トラブル時の対応
- (12)乗客からの苦情・問い合わせ対応
- (13)安全運行に関する教育・研修
- (14)バス停留所等の維持管理（施設管理、掲示物貼替等）
- (15)その他、委託者が必要と認める業務

2 業務期間及び業務範囲等については、委託者及び受託者による協議のもと内容の見直しを行うことができる。

3 運賃の徴収及び定期券の販売は、契約後に設定される「協議運賃」に基づき実施すること。

4 各会計年度に所属する会計期間及び運行期間は、次の表のとおりとする。

| 会計年度   | 会計期間                  | 運行期間                  |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 令和7年度  | 契約締結日から令和8年3月31日      | -                     |
| 令和8年度  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日   | 令和8年10月1日から令和9年3月31日  |
| 令和9年度  | 令和9年4月1日から令和10年3月31日  | 令和9年4月1日から令和10年3月31日  |
| 令和10年度 | 令和10年4月1日から令和11年3月31日 | 令和10年4月1日から令和11年3月31日 |
| 令和11年度 | 令和11年4月1日から令和12年3月31日 | 令和11年4月1日から令和12年3月31日 |
| 令和12年度 | 令和12年4月1日から令和13年3月31日 | 令和12年4月1日から令和13年3月31日 |
| 令和13年度 | 令和13年4月1日から令和14年3月31日 | 令和13年4月1日から令和13年9月30日 |

（運行実施に係る手続き）

第4条 受託者は法令に基づく、江見線バスの運行を実施するために必要な手続きすべてについて、遅滞なく確実に行わなければならない。

（運行の実施）

第5条 委託者及び受託者の協議に基づき、受託者は「江見線バス運行事業計画（様式第1号）」別紙「江見線バス路線図」及び「江見線バス通過時刻表」のとおり江見線バスを運行しなければならない。

2 前項の「運行事業計画」の内容に、変更の必要が生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。

### 第3章 運行管理及び安全確保

#### (安全運転の徹底)

第6条 受託者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令を遵守し、安全第一の原則に基づき運行を行わなければならない。

#### (運行管理体制)

第7条 受託者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第23条に基づき運行管理者を配置し、運行管理者に日常的な運行状況の監督・指導、安全点検の実施、緊急時対応等を適切に行わせなければならない。

### 第4章 運転士及び車両の管理

#### (運転士の資格及び管理)

第8条 受託者は、本業務におけるバス車両の運転を、大型二種免許取得後一定期間以上の実務経験を有し、安全運転教育を修了した者（以下、「運転士」という。）に任せなければならない。

2 受託者は、運転士に対し定期的な安全研修や接遇研修を実施し、サービス向上と安全意識の向上を図らなければならない。

#### (労働時間及び休息時間の管理)

第9条 受託者は運転士の拘束時間、運転時間、休息時間について、厚生労働省の定める「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に従い、適正に管理しなければならない。

#### (車両管理)

第10条 受託者は江見線バスの運行に使用する車両について、運行開始時から当面の間、委託者から貸与されたものを使用することとし、貸与車両を変更する場合又は運行を終了する場合は、速やかに委託者に返却しなければならない。

2 前項の定めによる取扱いを変更する場合は、委託者及び受託者が協議のうえ、別にその取扱いを決定するものとする。

3 委託者から貸与される車両の仕様については、別紙「江見線バス事業使用車両仕様書」のとおりとする。なお、貸与車両の変更を行う場合、委託者は速やかに仕様書の変更を行うものとする。

4 受託者は江見線バスの運行に使用する車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条に基づき整備管理者を配置し、法令に基づく点検及び整備を行い、安全性・快適性を確保しなければならない。

5 受託者は、運行に使用するすべての車両について自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険に加入しなければならない。

## 第5章 運行費用及び報告

### (運行費用)

第11条 本業務に係る費用は、次のとおりとする。

#### (1)運行費（実車運行及び回送運行にかかる費用を含む）

|          |   |
|----------|---|
| ①人件費     | 運転士の人件費、法定福利費、福利厚生費<br>総運行日数（平日1,204日、土曜日248日、日曜日・祝日374日） |
| ②燃料油脂費   |   |
| ③修繕費     |   |
| ④保険料     | 自賠責保険料（乗合自動車（営業用）を適用）、任意保険料                               |
| ⑤施設賦課費   | 車検費用、法定点検費用等  |
| ⑥諸税      | 自動車税、自動車重量税   |
| ⑦その他経費   | 車両の清掃用具消耗品、水道光熱費等   |
| (2)一般管理費 |   |
| ①人件費     | 旅客自動車運送事業に専従の運行管理者、整備管理者並びに事務員の<br>人件費、法定福利費、福利厚生費        |
| ②事務費     | 通信費、事務用品等一式   |
| ③その他経費   | 営業外費用等  |

2 本業務の実施により発生する収入は、委託者に帰属するものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 運賃収入
- (2) 補助金及び交付金
- (3) その他発生した収入

(報告義務及び履行の確認)

第12条 受託者は、江見線バスの運賃収入、定期券販売収入、補助金収入、その他収入、日報を記録し、毎月、江見線バス状況報告書（様式2号）を作成し、翌月の10日までに委託者に提出すること。

2 受託者は、各運行期間が終了した際は、書面により遅滞なく当該運行期間内に履行した業務履行の確認を委託者に求めなければならない。

3 委託者は、前項の規定による確認を求められたときは、その日から起算して10日以内に確認のための検査を完了しなければならない。

(収入の引き渡し)

第13条 受託者は契約最終年度以外の各会計期間が終了した際は、30日以内に当該会計期間内において発生した収入を、委託者に引き渡さなければならない。

2 受託者は契約最終年度(令和13年度)において、当該会計期間内において発生した収入のうち「補助金及び交付金」については、当該会計期間が終了する日までに、それ以外については令和13年10月30日までに委託者に引き渡さなければならない。

3 本業務により発生する収入のうち、「補助金及び交付金」についてはその交付主体が発出する「額の確定」の通知をもってその収入が発生したものとみなす。

(見積価格及び委託料)

第14条 本業務の見積価格及び委託料については、第11条第1項に示す費用を含むすべての業務期間における必要経費を積算し算出する。

2 本業務の実施に係る当初の見積価格及び委託料は、経年により生じる賃金物価等の上昇及び下降について考慮せず算出する。

3 契約の締結後、委託者及び受託者は日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の変更を請求する

ことができる。

4 受託者は、原則として各年度の運行期間終了時に、履行の確認に基づき精算された当該会計期間に係る委託料について、委託者に請求する。

(その他付随する業務等の費用負担)

第15条 次に掲げる事項において発生する費用は、委託者の負担とする。

- (1)道路使用許可申請
- (2)道路占用許可申請
- (3)音声合成データ作成
- (4)LED方向幕データ作成
- (5)運賃表示器データ作成
- (6)佐賀駅バスセンター使用料
- (7)西鉄久留米バスセンター使用料
- (8)JR久留米使用料
- (9)待機場使用料
- (10)バスロケーションシステム使用料

2 前号に掲げる事項のほか、本業務の実施に付随する費用の負担については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

## 第6章 その他

(緊急時の対応)

第16条 受託者は、緊急時等の連絡体制及び処理体制を明確にし、次の各号に該当する事態が発生した際は、直ちに委託者に連絡するとともに、適切な処置を行い、その結果を委託者に報告しなければならない。

- (1) 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じたとき又は生じるおそれがあるとき。
- (2) 利用者等が交通事故等により生命及び身体を害したとき。
- (3) 運行に関し利用者等から苦情があったとき。

(関係法令の順守)

第17条 受託者は、本業務の実施にあたり、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）のほか、関係法令及び通知等を遵守し、安全、円滑な運行に努めなければならぬ。

(疑義事項等)

第18条 本仕様書に定めのない事項が生じたとき、又は本仕様書の条項の解釈について疑義が生じたときは、委託者・受託者協議して定めるものとする。